

令和6年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	香寺町相坂 (相坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は(株)アグリ香寺が中心的な担い手となり、農地の多くを中間管理機を通じた貸借により耕作している。10年後の見通しとして、現在(株)アグリ香寺が耕作している農地は継続していく予定である。(株)アグリ香寺における当集落の農業従事者の多くが65～75歳であることから、後継者の確保と育成をしていく必要がある。また、不在地主の増加により貸し手と借り手の意思疎通が図りづらくなることから、農地の荒廃が懸念される。今後の農地の維持管理においてどのようにすれば良いのか課題が残る。

経営体(法人): 1経営体、主な作物: 水稻、麦、大豆(白)、小豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

(株)アグリ香寺の経営として水稻、麦、大豆(白)、小豆のブロックローテーションでの栽培体系が確立していることから今後も維持していくよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当集落内の農地は概ね担い手である(株)アグリ香寺へ集積、集約している。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当集落内の農地は概ね中間管理機構に貸付し、(株)アグリ香寺が受け手として耕作している。未設定の農地や離農・規模縮小する個人耕作者の農地においても随時集積し、アグリ香寺への集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、田野農区との続き地においてパイプライン整備を申請している。より作業効率を図れるよう、農地の大区画化も同時に進めたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(株)アグリ香寺において後継者の確保と育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集をしつつ、作業効率化が期待できる作業については委託を検討している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農区内に既に獣害防止柵を設置しており、保守・点検を実施し、修繕にも取り組んでいる。農機の出入り箇所となる柵の門扉については農地への入りが悪いことから付け替えも検討している。
- ⑩多面的機能支払交付金において組織と担い手が相互に連携して保全活動を行っている。今後も役割分担をしながら農地の維持管理に努めたい。